

公立大学法人宮城大学所有自動車等管理規程

平成22年2月24日

規程第99号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学が所有する自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車。以下「自動車」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括管理者)

第2条 自動車の総括管理者は、財務を担当する理事の職にあるものをもって充てる。

(管理者)

第3条 自動車の管理者（以下「管理者」という。）は、事務部長をもって充てる。

2 管理者は、事故がある場合に備えて、あらかじめその代理者を指定しておかなければならない。

(管理者の任務)

第4条 管理者は、常に自動車の良好な維持保全に努め、その効果的な運用を図るとともに、事故の防止に最善の注意をしなければならない。

(自動車の運用)

第5条 自動車は、安全、効率的かつ経済的に運用しなければならない。

2 自動車は、次に掲げる場合のほか使用することができない。

一 教職員が職務に従事するため必要があるとき。

二 教職員及び学生が授業（講義、学外演習、看護実習、農場実習等）を行うため必要があるとき。

三 来客の用に供する場合等で管理者が特に必要と認めるとき。

3 自動車のうち、乗合自動車に関する管理運用については、別に定める。

(整備管理者)

第6条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第50条第1項に規定する整備管理者（以下「整備管理者」という。）の選任及び職務等は別に定める。

(安全運転管理者)

第7条 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項に規定する場合のほか、自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。）を行わせるため安全運転管理者を置く。

2 前項の安全運転管理者は、管理者がその所属職員のうちから選任するものとする。

3 道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者及び同条第4項に規定する副安全運転管理者の選任又は解任は、管理者が行うものとする。

4 管理者は、前項の規定により安全運転管理者又は副安全運転管理者を選任し、又は解任したときは、道路交通法第74条の3第5項の届出をしなければならない。

(安全運転管理者の任務)

第8条 前条第一項の安全運転管理者及び道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者（以下これらを「安全運転管理者」という。）は、管理者の命を受け、自動車及びその運転者を直接管理するほか、次の業務を行うものとする。

- 一 管理する自動車の運行計画の作成及び指示
- 二 管理する自動車の運転者（次項において「運転者」という。）の健康管理と安全運転の指導
- 三 日常点検の確認と自動車整備についての連絡指導

2 安全運転管理者は、前項第2号の安全運転の指導に当たっては、次の事項を遵守して、交通事故の防止に努めなければならない。

- 一 道路交通法第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者以外の者には、自動車を運転させないこと。
- 二 酒気を帯びている者には、自動車を運転させないこと。
- 三 病気、過労、薬物の影響その他の理由により、正常な運転をすることができないおそれがある者には、自動車を運転させないこと。
- 四 運転者に対し、道路交通法に規定する最高速度を超え、又は最低速度未滿で自動車を運転させないこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、運転者について安全な運転をすることができないおそれがないかどうかを常に確認し、運転の安全を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転者の交通事故及び交通違反（以下「交通事故等」という。）の記録を整備保管するとともに、交通事故等の原因を分析し、運転者が交通事故等を起こさないよう指導教育をすること。
- 七 自動車運転記録簿兼自動車使用簿（旅行命令(依頼)票）（様式第1号）を備え、運転者に自動車の運行結果等を記録させること。

（運転者の義務）

第9条 運転者は、法令の規定を遵守するとともに、整備管理者及び安全運転管理者の指示に従い、自動車の安全な運転に努めなければならない。

- 2 運転者は、自動車の運行中に、当該自動車について交通事故等が生じたときは、直ちに法令の規定による措置をとるとともに、速やかにその状況を管理者に報告しなければならない。
- 3 運転者は、自動車の運転を終えたときは、直ちに自動車を車庫又は管理者が指定する場所に格納し、自動車運転記録簿兼自動車使用簿（旅行命令(依頼)票）に所要の事項を記録するとともに、安全運転管理者に報告しなければならない。

（管理者等への報告）

第10条 整備管理者は、毎月の自動車の整備状況等について、翌月の十日まで、自動車整備状況等報告書（様式第2号）により管理者に報告しなければならない。

- 2 安全運転管理者は、毎月の自動車の運行状況等について、翌月の十日まで、自動車運行状況等報告書（様式第3号）により管理者に報告しなければならない。
- 3 管理者は、前2項の規定による報告に基づき、自動車の整備運行状況等について、総括管理者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年6月28日から施行する。

附 則（H26.3.26 第81回理事会）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

自動車運転記録簿兼自動車使用簿 (旅行命令(依頼)票)														
車名				登録番号			年式		型式		車検有効期間			
管理者	安全 運転 管理者	グループ リーダー	旅行命令権者	使用(旅行)者(同乗者) 職 氏名 印 (旅行者確認印)	使用年月日 (旅行期間) 運行時間		用 務 (旅行内容)	用 務 先 (目的地・経路)	延走行距離	燃 料 等 燃料(リットル) オイル(リットル)		運転者(旅行者) 職 氏名 印 (旅行者確認印)	備 考	
運 転 命 令			旅行命令		月	日			出発時指数					
					時	分から			帰庁時指数					
運 行 報 告					月	日			走行指数					
					時	分まで								
運 転 命 令			旅行命令		月	日			出発時指数					
					時	分から			帰庁時指数					
運 行 報 告					月	日			走行指数					
					時	分まで								
運 転 命 令			旅行命令		月	日			出発時指数					
					時	分から			帰庁時指数					
運 行 報 告					月	日			走行指数					
					時	分まで								
※用務先(目的地)(経路)欄には、在勤庁から出発又は在勤庁へ帰着する場合は、出発地又は帰着地の記載は不要。														
自動車運転記録簿兼自動車使用簿 (旅行命令(依頼)票)														
管理者	安全 運転 管理者	グループ リーダー	旅行命令権者	使用(旅行)者(同乗者) 職 氏名 印 (旅行者確認印)	使用年月日 (旅行期間) 運行時間		用 務 (旅行内容)	用 務 先 (目的地・経路)	延走行距離	燃 料 等 燃料(リットル) オイル(リットル)		運転者(旅行者) 職 氏名 印 (旅行者確認印)	備 考	
運 転 命 令			旅行命令		月	日			出発時指数					
					時	分から			帰庁時指数					
運 行 報 告					月	日			走行指数					
					時	分まで								
運 転 命 令			旅行命令		月	日			出発時指数					
					時	分から			帰庁時指数					
運 行 報 告					月	日			走行指数					
					時	分まで								
運 転 命 令			旅行命令		月	日			出発時指数					
					時	分から			帰庁時指数					
運 行 報 告					月	日			走行指数					
					時	分まで								
※用務先(目的地)(経路)欄には、在勤庁から出発又は在勤庁へ帰着する場合は、出発地又は帰着地の記載は不要。														

第5編財務会計 自動車管理規程

様式第2号(第10条関係)													
自動車整備状況等報告書								管理者					
管理者 殿													
								平成 年 月 日					
								整備管理者 職 氏名				印	
車両番号	車名	年式	走行キロ数	日常点検可否決定	主要整備箇所	入庫月日	出庫月日	備 考					
入庫台数													

様式第3号(第10条関係)													
自動車運行状況等報告書								管理者					
管理者 殿													
								平成 年 月 日					
								安全運転管理者 職 氏名				印	
車両番号	車名	年式	計器始指数	計器終指数	走行距離	稼働日数	燃料等累計		備 考				
							燃料	オイル					
			km	km	km	日	!	!					
計					km	日	!	!					